

[表1]

登園許可書（医師記入）

市川三郷町立保育所 R6.4～

保育所施設長 殿

保育所・園児名

・ 年 月 日 生

医師が記入した登園許可書が必要な感染症（該当疾患に☑をお願いします）

☑	病 名	登園停止期間
	1 麻疹（はしか）	解熱後、3日を経過するまで
	2 風疹	発しんが消滅するまで
	3 水疱（水ぼうそう）	全ての発しんがかさぶたになるまで
	4 流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから後5日経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	5 結核	医師により感染の恐れがないと判断がでるまで
	6 咽頭結膜炎（プール熱）	アデノウイルスが原因、発熱、充血等の主症状が消失した後2日経過するまで
	7 流行性角結膜炎	感染力が極めて強いので医師の判断が出るまで
	8 百日咳	特有の咳が消失するまでまたは、適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了するまで
	9 腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111等）	感染力が極めて強いので医師により感染の恐れがないと判断がでるまで
	10 急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと判断がでるまで
	11 侵襲性髄膜炎菌感染症 （髄膜炎菌性髄膜炎）	医師により感染の恐れがないと判断がでるまで

出席停止期間 月 日 ～ 月 日まで

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日から登園可能と判断します。

医療機関名

医師名

※かかりつけ医の皆様へ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活をする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について「登園許可書」の記入をお願いします。

※保護者の皆様へ

上記の感染症について、子どもの症状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「登園許可書」を保育所に提出して下さい。